

西宮市立保育施設完全給食実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立保育施設において教育・保育を実施している3歳以上の児童に対し、主食の提供を行う完全給食を、円滑かつ適正に実施するための具体的基準を定め、もって、保育施設給食の内容のより一層の充実と保護者負担の軽減を図り、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(実施対象者)

第2条 完全給食を実施する対象児童は、各月初日現在において、3歳児以上の年齢クラスに在籍する児童とする。

2 前項の児童のうち、アレルギー等の健康上の理由を有する者については、保護者の書面による申し出をもって、完全給食を実施しないことができる。

(取り止め、変更)

第3条 完全給食の実施後は、第2条第2項の場合を除き、卒園又は退園までの入園期間は、完全給食を取り止めることはできない。

(実施日及び取り止め日の起算日)

第4条 完全給食の実施日及び取り止め日の起算は、当該月の初日を原則とする。

(実施開始日)

第5条 完全給食は、平成18年10月2日から実施する。

(保護者負担金)

第6条 完全給食の実施に伴う保護者負担金は、月額1,000円とする。(保育施設の運営基準外のサービスであることに鑑み、食材料費、光熱水費等の実支出経費を勘案して算定する。)

(保護者負担金の特例)

第7条 当該月の全日において給食の提供を受けなかった場合は、当該月の保護者負担金は免除とし、徴収しないものとする。

2 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第58条第4号)、主食費を25で除して得た額に、利用可能日数を乗じて得た額とする。

(保護者負担金の徴収)

第8条 完全給食に伴う保護者負担金は、当該月分を毎月末に徴収する。

2 前項の徴収方法は、銀行等の金融機関による口座振替又は納付書による納付とする。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。